

被相続人の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住所 _____

氏名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第22項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、令和 年 月 日に耕作の放棄
賃借権等の消滅 があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに、租税特別措置法第70条の6第28項に規定する新たな営農困難時貸付けを行ったので、同項の適用を受けます。

番号	所在場所	地目	面積	新たな営農困難時貸付けを行った年月日	左記の新たな営農困難時貸付けに関する届出書の提出予定年月日
			m ²	令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日
				令和 年 月 日	令和 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-115-A4統一)

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）が新たな営農困難時貸付けを行った場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- 1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。
- 3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 5 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等の面積を記載してください。
- 6 この明細書に記載した新たな営農困難時貸付けを行った農地等については、新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。
- 7 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。